
◎議案第 3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年5月31日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。改正内容
につきましては、議案第3号説明資料でご説明いたします。

次に、議3-2をお開きください。附則。

1、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2、この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例第3条の4、第4条の4、及び第19
条の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの
国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議3-3をお開きください。議案説明でございます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険の被保険者であった
者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、国民健康保険税の軽減判
定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の
1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置が講じられることになったこ
とから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表でございます。右側の改正後、第3条の4、次のページの第4条の4及び
第19条の改正内容につきましては、議案第3号の説明資料によりご説明いたします。

議3-7の次のページをお開きください。議案第3号説明資料でございます。第3条の4及
び第4条の4の改正内容につきましては、1、世帯別平等割額に係る軽減についてでご説明い
たします。改正の内容ですが、二人世帯で、一人が後期高齢者医療制度に移行し、もう一人が
国保に残った世帯、これを特定世帯といたしますが、基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の
世帯別平等割額を最初の5年間2分の1に軽減する特例措置に加え、6年目から8年目までの
3年間は特定継続世帯として4分の1を軽減するものでございます。

特定継続世帯とは、特定世帯で5年経過後、さらに特定世帯の状態が続いている世帯でござ
います。

中ほどの制度改正のイメージ図でございますけれども、後期高齢者医療制度が平成20年4月
から施行されております。現在6年目となります。平成25年度にはイメージの中ほどの現行制

度の特例世帯の5年間、平等割、これは世帯割ですけれども、2分の1軽減する特例措置が終了する世帯が生じることから、イメージ図の右側のおり特定継続世帯として3年間延長し、平等割を4分の1軽減する措置が講じられたものでございます。

改正により世帯別平等割の軽減後の額につきましては（1）の表に記載のとおりでございますけれども、軽減前及び特定世帯の軽減後の額の改正はございません。今回特定継続世帯の軽減後の額は基礎賦課分で1万7,325円、後期高齢者支援金等賦課分で5,250円と改正するものでございます。

次に、平成25年度の世帯別平等割額の軽減の見込みについてでありますけれども、（2）の表に記載のとおり特定世帯は448世帯、約674万3,000円、特定継続世帯は90世帯、約68万5,000円、合計538世帯、約742万8,000円を見込んでございます。

続きまして、次のページでございます。第19条の改正内容につきましては、2、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例の恒久化についてでご説明いたします。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、国保の被保険者でなくなった者を特定同一世帯所属者として軽減判定所得の算定に含めて5年間軽減判定しておりましたが、改正により現行制度であります特定同一世帯所属者に係る特例措置が恒久されたものでございます。

世帯別平等割額の軽減額については、（1）の表に記載のとおりでございます。世帯区分で、特定世帯及び特定継続世帯以外と特定世帯の軽減割合別の軽減額の改正はございません。特定継続世帯の軽減額は基礎賦課分の7割軽減で1万2,128円、5割軽減で8,663円、2割軽減で3,465円となります。後期高齢者支援金等賦課分につきましては7割軽減で3,675円、5割軽減で2,625円、2割軽減で1,050円と改正するものでございます。

次に、判定の説明でございますけれども、例1、5割軽減についてご説明いたします。これは例ですので、息子さんと両親の3人世帯ということで、息子さんは世帯主50歳、営業所得70万円、父親は75歳ということで高齢者医療制度です。年金所得10万円、母親は73歳で年金所得ゼロ円ということで、この世帯の総所得金額は80万円ということになります。現行制度で軽減判定基準に基づいて計算しますと、特定同一世帯所属者数の合計を加味できますので、それで計算しますと24万5,000円掛ける母親と後期に移動した父親、2人とも特定同一世帯所属者ということになりますので33万円プラスして、軽減判定基準額では82万円となります。この世帯の総所得が80万円ですので、それを超えておりますので5割軽減の対象となるものでございます。特定世帯及び特定継続世帯以外の5割軽減対象で、軽減額は基礎賦課分で上の表の1万1,550円となります。もし、この特定同一世帯所属者数が軽減判定に加味されない場合なのですが、5年間で終了した場合ですけれども、改正しない場合ということで計算しますと、5割軽減は対象外になりまして、2割軽減の対象になるということになります。

次に、例2でございますけれども、これは2割軽減の判定ですけれども、夫婦2人世帯、夫（世帯主）が後期高齢者医療制度、年金所得80万円、妻が国保の被保険者73歳、年金所得ゼロ。この世帯の総所得金額は80万円となります。現行制度では、また特定同一世帯所属者の合計数が加味されますので、計算例で35万円掛ける妻と夫の2人、プラス33万円で103万円となりますので、この世帯の総所得金額は80万円ですので、基準額を超えていますので2割軽減の対象と

なります。恒久化しない場合につきましては、特定同一世帯所属者のカウントがされませんので軽減対象外となります。これらの軽減判定にこの特定同一世帯所属者の合計数が5年間だったものが恒久化されたということでございます。

以上で議案説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

 白老町国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条において同じ。)以外の世帯 23,100円</p> <p>(2) 特定世帯 11,550円</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第3条の4 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第4条の4及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第4条の4及び第19条において同じ。)以外の世帯 23,100円</p> <p>(2) 特定世帯 11,550円</p> <p>(3) 特定継続世帯 17,325円</p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 7,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,500円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯</p> <p>16,170円</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第4条の4 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 7,000円</p> <p>(2) 特定世帯 3,500円</p> <p>(3) <u>特定継続世帯</u> 5,250円</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 16,170円</p>
---	--

<p>(イ) 特定世帯 8,085円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 4,900円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,450円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 11,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,775円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯</p>	<p>(イ) 特定世帯 8,085円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 12,128円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 4,900円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,450円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 3,675円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 11,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 5,775円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> 8,663円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯</p> <p style="text-align: center;">4,620円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,310円</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>以外</u>の世帯</p> <p style="text-align: center;">1,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 700円</p> <p>オ～カ 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">の世帯 3,500円</p> <p>(イ) 特定世帯 1,750円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 2,625円</u></p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 4,620円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,310円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 3,465円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(7) 特定世帯<u>及び特定継続世帯以外</u>の世帯 1,400円</p> <p>(イ) 特定世帯 700円</p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 1,050円</u></p> <p>オ～カ 略</p> <p>2 略</p>
--	--

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

4番、大淵紀夫議員。

○4番(大淵紀夫君) 4番、大淵です。よく理解できないのだけど、要するに世帯別平等割

額に係る軽減についていえば、後期高齢者医療制度は本来なくなるはずだったのだけれども、なくなってしまう状況になってしまったのです。現実的にはそうです。それが結果的には平等割2分の1の軽減措置から4分の1になるということは、この対象者の皆様方の負担が多くなるという理解でいいのかどうか、まず1点。現実的になくなれば、それはないという理解でいいのかどうか。要するに、本来なくすべきものだったものがなくなるとしたら、住民負担がふえるとしたら、それは住民が負うべきではなくて国が負うべき中身だと思うのです。法律がそうなったわけだから。なくするというものがなくならなくなったのだから。本来からいったらそれは国が負うべき負担ではないのかなというふうに理解するのだけれども、そこら辺はどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 本来であれば後期高齢者医療制度が開始された時点で5年間ということで特例措置が設けられたわけですがけれども、これが20年度に特定世帯になった方についてはもう25年度で終了するわけです。その軽減が受けられなくなる。それを3年間4分の1軽減するということが措置が講じられたわけですがけれども、高齢者医療制度との絡みでの廃止だとか、それにつきましてはまだまだ国のほうでも議論中でございますので、国が本来負担すべき、公費負担すべきということも含めて、この軽減された金額につきましては国の財政調整交付金が全額充当されます。今の軽減額につきましては。

それと、5年たっていますので、夫婦世帯で後期高齢者医療制度に移行した、例えば夫が移行しましたと、5年間たって奥さんも後期高齢者医療制度にいく可能性もありますし、高齢ですと亡くなられる方もいらっしゃる、90名という継続世帯を見込んだのですけれども、これにつきましては恐らく世帯状況によってはかなり落ち込むだろうということで、この90というのは24年度に新規に特定世帯になった世帯数なのです。それを増減されていくわけですから。でも、実際には奥さんも後期高齢者に移行するだとかということで対象者がかなり少なくなるだろうということは見込んでおります。後期高齢者医療制度の動きがわからないので、まだ明確になっていませんので、その辺で国の負担があるべきだというのは、やっぱり制度改正されるときに地方からも声を出していかなければならないのかなとは思っています。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。要するに継続することについては、軽減するのだから何もだめだと言っているわけではないのです。けれど、軽減する仕方が2分の1だったものが4分の1になると、まして対象者は激減するだろうという中で、後期高齢者になってからそういう負担をさせるというのは、全く冷たい国だと、やり方だというふうに思うわけです。だから、対象者が少なくて、まして継続するのは結構だけれども減らすなんてことは全然違う話で、これを自治体が持つというのは無理だというのはよくわかります。それは無理です。けれどやっぱり今課長も言われたように、これは本来国が見るべき中身のものではないのかと。そうであればやっぱり地方からきちんと声を上げてそういう形にしていかないと。今税金は上がる、全てのものが上がるという状況の中で、福祉もこういう形になってくると本当に暮らせな

くなってしまうのではないかなと思うのですけれども、そういう視点で聞いているのですけれども、その点はどうですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 全国的に社会保障費がかなり急増している中で、それなりにいろいろな制度に対して国が負担しているわけですが、やはり地方が高齢化でそういう状況になっている中で、高齢者に新たな負担、軽減しているのですけど負担割合が少し落ちたということで、これらにつきましては制度改革に当たって地方からの声を出して、もう少し国が負担すべきものを負担していただくということをどんどん提案していかなければならないのかと思っております。これは社会保障費全体の話になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 賛成10、反対2。反対、3番、斎藤征信議員、4番、大淵紀夫議員。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。